

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号) (抄)

..... 1

改正案	現行
<p>（輸出の承認）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>一 一の七（略）</p> <p>一の八 別表第二の三（第三号を除く。）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）の別表第二の四に掲げる地域を仕向地とする輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）</p> <p>二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（特例）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。</p>	<p>（輸出の承認）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>一 一の七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（特例）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。</p>

イクト (略)

チ 別表第五二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三に掲げる貨物であつて、別表第二の四に掲げる地域を仕向地とするもの(第二条第一項第一号の八に規定する輸出に係るものに限る。)

三・四 (略)

3・4 (略)

別表第二の四(第二条、第四条関係)

アラブ首長国連邦、アルメニア、シリア、ウズベキスタン

イクト (略)

(新設)

三・四 (略)

3・4 (略)

(新設)